

宮内庁

《宮内庁》

表2－1 宮内庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	宮内庁政策評価基本計画（平成19年3月12日策定） 平成21年8月31日改定		
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	<input type="radio"/> 平成19年度から23年度までの5年間	
	2 事前評価の対象等	<input type="radio"/> 事業評価方式を基準とする。	
	3 事後評価の対象等	<input type="radio"/> 対象としようとする政策 (1) 新規に行う事務事業等のうち、当該事務事業等に基づく行政上の一連の行為の実施により国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすもの又は当該事務事業等が目指す効果を發揮することができるところとなるまでに多額の費用を要することが見込まれるもの (2) (1)に掲げるもののほか、直接国民を対象とし、国民の利便性の向上が期待される事務事業等のうち事後の検証が必要と認められるもの <input type="radio"/> 事業評価方式を基準とする。	
	4 政策評価の結果の政策への反映	<input type="radio"/> 部局等は、予算要求、各種事業計画の策定等の企画立案作業において、評価結果を適時適切に反映し、反映状況を6月末を目途に長官官房秘書課及び長官官房主計課へ報告 <input type="radio"/> 主計課は、予算要求等の審査に際して、評価結果及び当該政策への反映状況を重要な情報として活用 <input type="radio"/> 秘書課は、当該政策への反映状況を審査し、部局等及び主計課に対し、必要に応じ意見を述べる。	
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	<input type="radio"/> 政策評価に関する外部からの意見及び要望を受け付けるための窓口は、秘書課とし、インターネットのホームページ等により受け付けるものとする。	
実施計画の名称	平成23年度宮内庁政策評価実施計画（平成23年3月31日策定）		
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	該当する政策なし	
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし	
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし	

表2－2 宮内庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数		
事前評価	該当する政策なし	—	—	—	—
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	事業評価方式：2件 〔表2－3－ア〕	必要性、有効性、効率性が認められる	2	評価結果を踏まえ、引き続き推進することとした 【引き続き推進】
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—
	未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—
	その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—

表2－3 宮内庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

(1) 事業評価方式を用いて、「平成22年度宮内庁政策評価実施計画」に基づき、以下の2政策を対象として評価を実施し、その結果を平成23年8月31日に「事業評価書（事後評価）」として公表。

表2－3－ア 事業評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	宮内庁の広報活動の推進	引き続き推進
2	ITを活用した正倉院宝物の紹介	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表2－4－(1)参照。